

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例
第18条第1項に規定する保証金に関する事務処理要領

(目的)

第1条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項（同条第5項の規定により準用する場合を含む。）に規定する保証金（以下単に「保証金」という。）に係る事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保証金の預入)

第2条 保証金の預入は、定期預金によるものとする。

2 前項の定期預金は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該定期預金の預入が条例第21条第1項の規定による質権設定契約の解除又は同条第3項の規定による保証金の減額が行われるまでの間において、継続又は更新されるものであること
- (2) 県が、条例第20条第1項又は第2項の規定により質権を実行するときは、当該定期預金の解約ができるものであること

(分割預入時の預入方法の変更)

第3条 宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則（令和4年鳥取県規則第19号。以下「規則」という。）第19条第1項ただし書きの規定により保証金を分割して預入している場合において、事業計画の変更（条例第9条第1項ただし書きに規定する変更を含む。）に伴う預入方法の変更は、同条第3項及び第4項の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 特定工事の期間が3年未満となる場合、事業者は、変更許可申請書等を提出する前に変更後の算定額に対する未預入額の全額を預入しなければならない。
 - (2) 算定額が減少する場合（条例第21条第3項の規定により知事が保証金の減額を認める場合に限る。）又は分割額が増加若しくは減少する場合（算定額が増加しない場合に限る。）は、変更後の算定額に対する未預入額を残工事期間（1年未満の端数は切り捨てるものとする。）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）を変更後の分割額とする。この場合において、変更後の算定額と既に預入した額及び預入予定額の合計額との間に差額が生じる場合は、最初に変更後の分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。
- 2 事業者は、保証金を分割して預入している期間中いつでも、未預入額全額を一括して繰り上げて預入することができる。

(保証金の公表)

第4条 条例第19条の規定による保証金の公表は、県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(利息の取扱等)

第5条 保証金として質権を設定する債権は、定期預金の元本のみとする。

- 2 事業者は、保証金として預入した定期預金（以下単に「定期預金」という。）に発生する利息及び第9条の規定による質権の実行後に生じた残金を預入する普通預金口座等をあらかじめ開設しておくものとする。

(質権設定契約書)

第6条 条例第18条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合及び同条第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定により県と事業者が締結する質権設定契約（以下単に「質権設定契約」という。）は、保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書（様式第1号の1又は様式第1号の2）によるものとする。

- 2 県及び事業者は、条例第18条第5項に規定する保証金の額が増加する場合及び第3条により預入方法を変更する場合は、前項の契約を変更する契約を締結するものとする。

(対抗要件の具備)

第7条 事業者は、条例第18条第3項の規定により、前条の質権設定契約による質権の設定につき、

県に対抗要件を備えさせるため、質権設定承諾依頼書（様式第2号）又は保証金を預入した金融機関（以下「預入先金融機関」という。）の所定書式により、定期預金に質権を設定することについて、預入先金融機関の承諾を得なければならない。

- 2 事業者は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書（以下「質権設定承諾書」という。）に公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証人による確定日付を取得しなければならない。
- 3 事業者は、前項の確定日付を取得した場合は、質権設定承諾書及び保証金の定期預金証書を県に引き渡さなければならない。

（預り証等）

第8条 県は、前条第3項の規定による定期預金証書の引き渡しを受けたときは、事業者に預り証（様式第3号）を交付するものとする。

（質権の実行）

第9条 県は、条例第20条第1項又は第2項の規定により質権を実行するときは、預入先金融機関に対して、質権を実行する旨を定期預金質権実行通知書（様式第4号）又は預入先金融機関の所定様式により通知し、当該金融機関から質権実行額に相当する金額の保証金の払い戻しを受けるものとする。

（質権設定契約の解除）

第10条 県は、条例第21条第1項の規定による質権設定契約の解除は、質権設定承諾書及び第7条第3項の定期預金証書を事業者に返還することにより行うものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により定期預金証書の返還を受けたときは、県に対し、第8条の預り証を返還しなければならない。

（保証金の減額）

第11条 事業者は、条例第21条第4項の規定により保証金を減額するときは、減額後の保証金の額に相当する金額を定期預金として預入し、県と質権設定契約を締結し、及び当該質権について県に対抗要件を備えさせなければならない。

- 2 県は、前項の規定による預入が行われた場合は、事業計画の変更が行われる前に預入された定期預金の質権設定契約を解除するものとする。
- 3 前2項の減額前の保証金の質権設定契約の解除は、前条の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

様式第1号の1（第2条関係）（保証金全額を一括して預け入れる場合）

保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり、乙が保証金（条例第18条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）として金融機関に対して有する預金債権に質権を設定する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（保証金）

第1条 乙が鳥取県_____において行う条例第2条第4号の特定事業（以下「本件事業」という。）につき、条例第18条第2項により算定される保証金の額は金_____円とする。

2 乙は、前項の保証金を本契約末尾記載の定期預金債権（以下「本件定期預金債権」という。）により金融機関に預け入れたことを確認する。

（被担保債権）

第2条 本契約により、甲のために設定される質権の被担保債権（以下「本件被担保債権」という。）は、本件事業につき、条例第20条第1項又は第2項に規定する甲が講ずる措置に要する費用の請求権とする。

（質権設定）

第3条 乙は、甲に対し、本件被担保債権を担保するため、本件定期預金債権の元本債権（以下「本件担保目的債権」という。）に、甲のために第1順位の質権（以下「本件質権」という。）を設定する。

2 乙は、甲に対し、本契約締結と同時に、本件定期預金債権に係る預金証書を引き渡すものとする。

（質権設定の承諾）

第4条 乙は、本契約締結後ただちに、本件質権設定の承諾を依頼する書面を預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面により質権設定の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定により承諾を得た書面（以下「質権設定承諾書」という。）について、公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡すものとする。

（質権の効力）

第5条 条例第21条第1項の規定により本契約を解除する前に本件定期預金債権に満期日が到来した場合、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた本件定期預金債権の元本債権についても、本件質権の効力が及ぶものとする。

（質権の実行）

第6条 甲は、本件事業につき、甲が条例第20条第1項又は第2項に規定する措置を講じ、当該措置に要した費用の納付を乙に命じたときは、当該納付命令の期限にかかわらず、いつでも本件質権を実行し、預入先金融機関から本件被担保債権額に相当する金額の払戻しを受け、これを本件被担保債権の支払いに充てるものとする。

2 甲は、前項の払戻しを受けた額が、当該措置に要した費用の額に満たないときは、条例第20条第3項の規定により、その差額を乙から徴収するものとする。

（被担保債権の増額）

第7条 乙は、本件事業の事業計画を変更することにより、第1条の保証金の額が増加することとなった場合には、条例第18条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき当該増加額を定期預金債権により金融機関に預け入れなければならない。

2 甲及び乙は、乙が前項により保証金を定期預金債権により金融機関に預け入れた場合、ただちに、当該定期預金債権を本件担保目的債権に加えるため、本契約の変更並びに第3条及び第4条の規定の例により、預入先金融機関の承諾の取得等必要な手続を行うものとする。

(質権設定契約の解除)

第8条 甲は、条例第21条第1項各号に規定する事由が発生したときは、本契約を解除するものとする。
2 前項の規定による質権設定契約の解除は、第3条第2項の規定により甲に引き渡された本件定期預金債権に係る預金証書及び質権設定承諾書を、乙に返還することにより行うものとする。

(表明保証)

第9条 乙は、甲に対して、次の各号に定めるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

- (1) 保証金にかかる預金契約は適法かつ有効に締結され、有効に存続していること。
- (2) 本契約に基づく義務に違反していないこと。
- (3) 本件定期預金債権を他に譲渡しておらず、かつ、本件定期預金債権には質権その他甲が完全な第1順位の質権を取得するのに妨げとなる第三者の権利が存在しないこと。

(損害賠償)

第10条 乙は、前条各号に定める事項が真実かつ正確でないこと若しくは本契約における義務違反又はこれらに関連する事項により甲に損害、損失又は費用（弁護士費用を含む。）が発生した場合、甲の請求に従い、甲のために相当因果関係の範囲内の損害、損失又は費用を賠償するものとする。

(費用負担)

第11条 本契約の締結、変更及び解除等において発生する全ての費用は、乙の負担とする。

(管轄の合意)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(定期預金債権の表示)

預入先	銀行	支店
口座番号		
名義人		
金額		円
預入日	年 月	日
満期日	年 月	日

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

債権者（甲）鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

質権設定者（乙）

様式第1号の2（第2条関係）（保証金を分割して預け入れる場合）

保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり、乙が保証金（条例第18条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）として金融機関に対して有する預金債権に質権を設定する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（保証金）

第1条 乙が鳥取県_____において行う条例第2条第4号の特定事業（以下「本件事業」という。）につき、条例第18条第2項により算定される保証金の額は金_____円とする。

2 乙は、前項の保証金の一部を本契約末尾記載の定期預金債権により、預け入れたことを確認する。

3 乙は、保証金の残額を別紙1「保証金預入計画」のとおり定期預金債権により、預け入れなければならない。

（被担保債権）

第2条 本契約により、甲のために設定される質権の被担保債権（以下「本件被担保債権」という。）は、本件事業につき、条例第20条第1項又は第2項に規定する甲が講ずる措置に要する費用の請求権とする。

（質権設定）

第3条 乙は、甲に対し、本件被担保債権を担保するため、第1条第2項及び第3項の定期預金債権（以下「本件定期預金債権」という。）の元本債権（以下「本件担保目的債権」という。）に、甲のために第1順位の質権（以下「本件質権」という。）を設定する。

2 乙は、甲に対し、本契約締結と同時に、第1条第2項の定期預金債権に係る預金証書を引き渡すものとする。

3 乙は、甲に対し、第1条第3項の保証金を預け入れるごとに、預入後ただちに、別紙2「保証金預入書」を県に提出し、当該定期預金債権に係る預金証書を引き渡さなければならない。

（質権設定の承諾）

第4条 乙は、本契約締結後ただちに、第1条第2項の定期預金債権に係る本件質権設定の承諾を依頼する書面を預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面により質権設定の承諾を得なければならない。

2 乙は、第1条第3項の保証金を預け入れるごとに、預入後ただちに、当該定期預金債権に係る本件質権設定の承諾を依頼する書面を預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面により質権設定の承諾を得なければならない。

3 乙は、前2項の規定により承諾を得た書面（以下「質権設定承諾書」という。）について、公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡すものとする。

（質権の効力）

第5条 条例第21条第1項の規定により本契約を解除する前に本件定期預金債権に満期日が到来した場合、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた本件定期預金債権の元本債権についても、本件質権の効力が及ぶものとする。

（質権の実行）

第6条 甲は、本件事業につき、甲が条例第20条第1項又は第2項に規定する措置を講じ、当該措置に要した費用の納付を乙に命じたときは、当該納付命令の期限にかかわらず、いつでも本件質権を実行し、預入先金融機関から本件被担保債権額に相当する金額の払戻しを受け、これを本件被担保債権の支払いに充てるものとする。

2 甲は、前項の払戻しを受けた額が、当該措置に要した費用の額に満たないときは、条例第20条第3項の規定により、その差額を乙から徴収するものとする。

（被担保債権の増額）

第7条 乙は、本件事業の事業計画を変更することにより、第1条の保証金の額が増加することとなった場合には、条例第18条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき当該増加額を定期預金債権により金融機関に預け入れなければならない。

2 甲及び乙は、乙が前項により保証金を定期預金債権により、金融機関に預け入れた場合、ただちに、当該定期預金債権を本件担保目的債権に加えるため、本契約の変更並びに第3条及び第4条の規定の例により、預入先金融機関の承諾の取得等必要な手続を行うものとする。

(質権設定契約の解除)

第8条 甲は、条例第21条第1項各号に規定する事由が発生したときは、本契約を解除するものとする。

2 前項の規定による本契約の解除は、第3条第2項及び第3項の規定により甲に引き渡された本件定期預金債権に係る預金証書及び質権設定承諾書を、乙に返還することにより行うものとする。

(表明保証)

第9条 乙は、甲に対して、次の各号に定めるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

(1) 保証金にかかる預金契約は適法かつ有効に締結され、有効に存続していること。

(2) 本契約に基づく義務に違反していないこと。

(3) 本件定期預金債権を他に譲渡しておらず、かつ、本件定期預金債権には質権その他甲が完全な第1順位の質権を取得するのに妨げとなる第三者の権利が存在しないこと。

(損害賠償)

第10条 乙は、前条各号に定める事項が真実かつ正確でないこと若しくは本契約における義務違反又はこれらに関連する事項により、甲に損害、損失又は費用(弁護士費用を含む。)が発生した場合、甲の請求に従い、甲のために相当因果関係の範囲内の損害、損失又は費用を賠償するものとする。

(費用負担)

第11条 本契約の締結、変更及び解除等において発生する全ての費用は、乙の負担とする。

(管轄の合意)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(定期預金債権の表示)

預入先	銀行	支店
口座番号		
名義人		
金額		円
預入日	年 月	日
満期日	年 月	日

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

債権者(甲) 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

質権設定者(乙)

(別紙1)

保証金預入計画

預入予定日	預入額
合 計	

(別紙2)

保証金預入書

質権設定者_____は、年 月 日に鳥取県と締結した保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書第1条第3項による保証金を、次の定期預金債権により金融機関に預け入れたことを確認する。

(定期預金債権の表示)

預入先 銀行 支店
口座番号
名義人
金額 円
預入日 年 月 日
満期日 年 月 日

年 月 日

質権設定者 住所 _____
氏名等 _____

質権設定承諾依頼書

年 月 日

御中

預金者兼質権設定者_____は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号。以下「条例」といいます。）第18条第1項の規定に基づき、預金者兼質権設定者が鳥取県に対して現在および将来負担する条例第20条第1項又は第2項に定める費用の支払義務を担保するため、下記定期預金の上に質権を設定しましたので、ご承諾いただきますよう連署をもってご依頼申し上げます。

ただし、中間利息及び継続時の利息は預金者にお支払い下さい。

なお、この定期預金が自動継続の約定に基づいて逐次継続された場合にも継続後の元金に対し上記質権の効力が及ぶことを併せてご承知お願いいたします。

また、質権者から所定の質権実行通知がなされたときは、上記定期預金の満期日にかかわらず解約し、質権者が指定した口座に質権実行額を入金して下さい。質権実行後の残額は預金者にお支払い下さい。

記

種別	通帳・証書番号	名義人	預入日	満期日	金額
					円
					円

以上

預金者兼 住所
質権設定者 氏名 _____

質 権 者 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

上記質権の設定を承認します。

年 月 日

住 所
金融機関名
代表者名 _____

預り証

次の定期預金証書1通

預入先	銀行	支店
口座番号		
名義人		
金額		円
預入日	年 月	日
満期日	年 月	日

上記定期預金証書を、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第18条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局
住まいまちづくり課長（公印省略）

定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入先金融機関

支店

支店長

様

質権者 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）第18条第3項の規定により下記のとおり設定した質権を実行しますので、預金の払い戻しをお願いします。

質権設定年月日	年 月 日
質権設定者	住所 氏名
預金名義人	
預金取扱店名	
預金種類	
口座番号	
預入日	年 月 日
満期日	年 月 日
預金額	円
質権実行額	円
質権を実行する理由	

添付書類

- 1 預入先金融機関からの質権設定承諾書（原本）
- 2 定期預金質権設定契約書の写し
- 3 質権実行額の根拠書類